

コーポレートガバナンスに対する基本方針と議決権行使体制

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

1. コーポレートガバナンスに対する基本方針

当社は、投資者からの委託を受けて運用を行い、受託資産の価値向上を図る運用会社として、受託者責任を負っています。投資先企業の経営が適切に行われていることを監視し、投資家としてメッセージを経営者層に伝え、会社経営に反映させていくよう努めていくことが、投資先企業のコーポレートガバナンス向上を図り、長期的に株主価値を増大させていくうえで重要であると考えています。投資先企業に対する株主議決権の行使は、株主価値向上のための重要な手段であると考えており、積極的な議決権の行使を行っています。

2. 議決権行使の体制とプロセス

- (1) 議決権の行使については、別に定める「株主議決権行使ガイドライン」に基づき、株式運用担当部門において議案内容を審査し、チーフ・インベストメント・オフィサーが最終意思決定を行っています。
- (2) アクティブ運用ファンドで投資している企業については、全議案を調査対象として審査を行っています。特にボトムアップ型運用ファンドにおいては、株主利益の最大化に向けた経営努力が行われているかどうかなど、当該企業担当アナリストの定性的判断を加えたうえで、最終行使判断を行っています。社会貢献型運用ファンドにおいては、長期的な観点から、投資先企業の環境・社会的側面と経済的側面の双方の価値増大に寄与するか否かを基本的な判断基準とします。パッシブ運用ファンドまたはこれに準ずるファンドについては、短期間で効果的な議案審査を行うために、別に定める「株主議決権行使に係るスクリーニング基準」に基づき当社の保有時価ウェイトが一定以上である企業の議案を調査対象として審査を行っています。
- (3) 全社的組織として、チーフ・インベストメント・オフィサーを委員長とし、関係部署の責任者によって構成されるコーポレートガバナンス委員会を設置し、議決権行使に係る社内体制の整備、行使基準に関する検討や行使状況の確認を行っています。

なお、外国株式に係る議決権行使については、当該国の実情を鑑みながら主要国については適切な議決権の行使に努めています。

3. 議決権行使のためのガイドライン

別に定める「株主議決権行使ガイドライン」において、議案内容の審査を行ううえでの指針として、以下の項目について一定の基準を設け、議決権行使の判断を行います。

- ・ 利益配分
- ・ 取締役会の構成・規模
- ・ 取締役の適性
- ・ 監査役の適性
- ・ 会計監査人の適性
- ・ 役員報酬、役員退職慰労金、新株予約権等の妥当性
- ・ 株主提案、その他の重要議案については個別に精査
- ・ 法令違反・反社会的行為が認められる場合は個別に精査

なお、上記以外についても、議決権行使の判断を行ううえで重要となる項目については必要に応じ審査項目として追加していきます。

議決権行使体制(イメージ)

